

浜中町老人クラブ連合会

規 約

## 浜中町老人クラブ連合会規約

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 本会はクラブ活動を通して老後の生活を健康で豊かなものとし、生きがいを高め老人福祉の増進に役立てると共に明るい社会の発展に寄与することを目的とする。

#### (名称及び事務所)

第2条 本会は浜中町老人クラブ連合会と称し、事務所を社会福祉法人浜中町社会福祉協議会内に置く。

#### (組織)

第3条 本会は浜中町内の単位老人クラブ（以下「老人クラブ」という）をもって組織する。

#### (事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

1. 社会参加と交流
2. 老人クラブの育成指導と会員増強
3. 地域福祉に対する調査・研究
4. 教養の向上とレクリエーション普及
5. 関係機関との連絡協調
6. その他目的達成するために必要な事業

(会議)

第5条 本会の会議は理事会、総会とする。

2. 会議はすべて会長が招集し、議長は会長があたる。
3. 会議の議決は出席者の過半数で決め、可否同数のときは議長が決する。
4. 理事及び代議員は会議に出席できないとき、そのつど議決権を委任することができる。
5. 会長は理事または、代議員の3分の1以上から審議すべき事項を示し、請求があったとき会長は理事会、総会を開催しなければならない。

(理事会)

第6条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し必要に応じて開催する。

2. 理事会は次の事項を審議決定する。
  - (1) 総会に付議する事項の審議
  - (2) 総会で決議された事項の執行
  - (3) その他本会の目的達成に必要な事項

(総会)

第7条 総会は代議員で構成し年1回とし、必要に応じて臨時に開くことができる。

2. 総会は次の事項を審議決定する。
  - (1) 本会規約の改廃に関すること。
  - (2) 事業計画及び予算、決算に関すること。
  - (3) 監事の選任
  - (4) その他重要事項に関すること。

## 第2章 役員及び代議員

### (役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- |        |     |
|--------|-----|
| 1. 会長  | 1名  |
| 2. 副会長 | 2名  |
| 3. 理事  | 若干名 |
| 4. 監事  | 2名  |

### (役員の選任)

第9条 会長、副会長は理事の互選とする。

2. 理事は老人クラブ会長で構成する。
3. 老人クラブ会長が交代したときは本会の理事も交代する。
4. 監事は代議員の中から総会において選任する。

### (役員の職務)

第10条 会長は本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は会務執行の任に当たり、これを審議する。
4. 監事は会計を監査する。

### (代議員)

第11条 本会に代議員をおく。

### (代議員の選出)

第12条 代議員の選出は老人クラブ会長の推薦とし、その数は次のとおりとする。

1. 老人クラブ会員数が29名以下のときは2名
2. 老人クラブ会員数が30名以上のときは3名
3. 老人クラブ会員数が61名以上のときは4名
4. 代議員が役員（監事）に選任されたときは、その資格を失うものとし、当該役員を選出した老人クラブより補充する。

(役員及び代議員の任期)

- 第13条 役員及び代議員の任期は2年とし再任を妨げない。
2. 補充により選任された役員及び代議員の任期は前任者の残任期間とする。
  3. 役員及び代議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

第3章 顧問

(顧問)

- 第14条 本会に顧問をおくことができる。
2. 顧問は理事会の承認を経て会長が委嘱する。
  3. 顧問は本会の重要事項に関し会長に助言する。

第4章 会計

(経理)

- 第15条 本会の経費は補助金、負担金及び寄付金、その他をもつてあてる。
2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(旅 費)

- 第16条 本会の役員が会務で出張した場合は旅費を支給する。
2. 町内出張は交通費の実費とする。但し総会出席には支給しない。
  3. 町外に出張した場合は日当1,500円とし交通費並びに宿泊費については予算の範囲内で支給する。

(細 則)

- 第17条 この規約に定めるもののほか、必要事項は総会の議決により定めることができる。

付 則

(施行期日)

- 本規約は昭和47年7月3日から施行します。  
本規約は昭和57年5月26日から施行します。  
本規約は平成2年5月23日から施行します。  
本規約は平成13年5月8日から施行します。  
本規約は平成14年5月9日から施行します。  
本規約は平成19年5月16日から施行します。

## 浜中町老人クラブ連合会慶弔規程

第1条 この規程は本会の役員の弔事に対し弔慰金の贈与について定めるものとする。

第2条 前条に定める弔慰金は次の各号に贈与する。

1. 本人が死亡したとき

第3条 贈与金は次のとおりとする。

1. 弔慰金 5, 000円

第4条 贈与金について規程額を越えて贈与の必要があるときは、会長、副会長協議して決める。

第5条 その他、贈与金の贈与の必要があるときは会長、副会長協議して決める。

## 付 則

この規程は平成2年5月23日から施行します。

この規程は平成14年5月9日から施行します。